

成法理論/高橋健三(講義)；森脇籌(編輯)  
(英吉利法律講義録(1886(明治19)年度 第1年級))

講義録2号の目次には科外講義「成法理論」と表示している。

このPDFファイルは、英吉利法律講義録(1886(明治19)年度 第1年級)(原装本デジタル・データ)から、成法理論の部分を抽出して編集したものである。

2015年7月 中央大学大学史資料課

成法理論

高橋 健三 講義

森脇 篤 編輯

第一編 法律及法理ノ本體

第一章 法律及法理ノ性資

第一節 成法及其結果

第一條ニ一個人カ他ノ一個人ヲ強制シテ遵奉セシムルコトヲ得ル所  
 辨ノ法律ヲ成法ト謂フ其結果ハ一義務ヲ將テ一人ニ負ハシ或ル他ノ  
 一人ノ意ヲ以テ前者ヲ強制シ其義務ヲ實行セシムルモノナリ即後  
 者ハ行爲スルノ勢力ヲ有シ前者ハ行爲セスハアラサルノ必要ヲ有  
 ス此勢力及必要ハ其一ヲ缺クトキハ并ニ存在セサルモノトス  
 法ナル語ハ其最モ該博ニシテ潦草ナル意義ニ據レハ或ル物理的

成法理論

又ハ心理的ノ必至ネセシチヲ示スモノニシテ世ニ所謂重力ノ法天然ノ法  
 榮譽ノ法等ノ如キ是ナリ然レトモ僅ニ一考スレハ凡物理的ノ必  
 至ヲ表スル法ハ單純ナル心理的ノ必至ヲ表スル法ト其性質ヲ共  
 ニスル所アルハ殆ト稀ナル所以ヲ知ルニ足ルヘシ其所謂天然ノ  
 法トハ某ノ状態ノ下ニ有リテ眞實ナル事物ノアル所以ヲ簡言ス  
 ルニ過キサルモノニシテ此法ハ決シテ之ヲ犯ス能ハサルナリ故  
 ニ或ル特別ノ事項ニシテ偶天然ノ法ニ違フ者アルトキハ此場合  
 ニ於テ其天然ノ法ハ正確ナルモノニ非ス必ス從前觀察セル諸事  
 項ニ普ク通スル所ノ眞實ヲ訂正セシムルハアラス是ニ由テ之ヲ觀  
 レハ所謂天然ノ法ハ諸現象ノ後從ノ稽覈セラレタル者ニ比喻ヲ  
 以テ法ナル語ヲ轉用セルニ過キサルノミ  
 法ナル語ノ稍狹隘ニシテ嚴正ナル意義ニ據レハ有智ノ生物ヲシ

テ某種ノ行爲又ハ忍耐ヲ爲サシメントスル所ノ現實又ハ假定ノ命令ナリ此意義ニ據レハ法ハ之ヲ犯スヲ得ヘキモノナリ故ニ法ハ雙關ノ語ヲ以テ之ヲ表示スルヲ得ヘシ即遵守セヨ或ハ違反シテ其結果ヲ享受セヨト言フヲ得ルナリ然レトモ爰ニ雙關ノ語ヲ以テ法ニ遵ヒ若クハ法ニ背クコトヲ得ト言フモノハ法律上其然ル所以ヲ言フニアラスシテ物理上然ル所以ヲ言フ是所謂天然ノ法ト現實又ハ假定ノ命令ト相分ル、所以ナリ蓋シ正當ニ法ナル名ヲ命スヘキモノハ即此現實又ハ假定ノ命令ニ限ルヘシ然リ而シテ此局限セル意義ニ合フ所ノ法ト雖モ皆ナ悉ク之ヲ修ムヘキモノニアラス試ニ今命令ヲ發スル所ノ本源又ハ其本源ト假定セラレタルモノニ就ギ法ヲ大分スルトキハ即左ノ如シ

第一 神法 至尊ノ神ヨリ發シ又ハ之ヨリ發スト假定セラレタ

第一 命令

第二 人法 某一人又ハ某數人ノ一隊ヨリ發スル所ノ命令但人

法ヲ再別シテ左ノ二種トス

第一 不當ニ法ト稱スルモノ即政治上ノ優者ニアラサ

ル者ノ發スル法(譬ヘハ榮譽ノ法時好ノ法等ノ如

キモノ)

第二 正當ニ法ト稱スヘキモノ即政治上ノ優者ノ其實

格ヲ以テ發スル法

法理學ノ論題ト爲スヘキモノハ人法中正當ニ法ト稱スヘキ者ト

人法中不當ニ法ト稱スルモノ、一小部分(國際法トニ限ル而シテ

凡法ナル語ハ特ニ他ノ意義ヲ附スルモノヲ除クノ外正當ニ謂フ

所ノ法即政治上優者ノ發スル命令ニシテ況ク一般人ニ某種ノ行

爲又ハ耐忍ヲ強制スル者ヲ指スナリ  
義務 權利及義務ハ必ス兩存スト言フト雖トモ若シ義務ナル語  
ニ最モ該博ナル法律的ノ意義ヲ附スルトキハ此言ノ眞實ナフサ  
ルヲ見ルヘシ夫レ義務ハ分チテ絶對及有對ノ二種ト爲スヘシ而  
シテ絶對ノ義務ナルモノハ正當ニ之ヲ謂ヘハ相對ノ權利ナキモ  
ノナリ其所謂相對ナルモノハ寧ロ立法者カ第三位ノ人ニ義務ヲ  
負ハス所ノ勢ナリト謂フヘシ譬ヘハ納稅ノ義務密賣買ヲ爲サ、  
ルノ義務叛逆ヲ企テサルノ義務自殺ヲ爲サ、ル義務ノ如キハ總  
テ絶對ノ義務ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ凡權利ニハ相對ノ義務ア  
リト雖トモ義務ニハ必スシモ相對ノ權利アラサルナリ故ニ絶對  
ノ義務ニシテ偶相對ノ權利ヲ施行スル爲ニ設ケタル所ノ方策ダ  
ルニ外ナラスシテ此方策ハ還テ絶對義務其物ナラサルハナシ

へハ人アリ兎漢ノ爲ニ其身體ヲ害セラレタランニ此人ハ兎漢ヲ告訴スルノ權利ヲ有スト言ハンヨリ寧ロ之ヲ告訴スルノ義務アリト言フヘキナリ

## 第二節 法理

第二條 成法ヲ仔細ニ領解セシメンニハ本末次序ヲ正シテ之ヲ表明セサルヘカラス斯ノ如ク表明セルモノヲ成法ノ學(法理)ト爲ス而シテ凡論理ニ愜エル主義ニ基ク所ノ法制ハ總論及各論ノ二部ヲ以テ構成セサルヘカラス總論ニ於テハ法ニ關スル至要ノ觀念及原則ヲ綜合シ各論ニ於テハ各箇ノ法ヲ一々檢覈シ以テ其特殊ノ實例ニ於ケル適用如何ヲ決定スヘシ

又各論ヲ再別シテ數款ト爲スヘシト雖トモ其之ヲ再別スルニ於テ準據スヘキ主義ハ須ラク實際上最モ樞要ナル結果ヲ呈出スルモノ

成法理論/高橋健三(講義) ; 森脇籌(編輯)

(英吉利法律講義録 (1886(明治19)年度 第1年級))

7ページ以降の講義録は非所蔵。

科外講義としていることから以降講義がなされたのかどうかについて疑問が残る。